

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の取扱いについて

日出町が競争入札に付する建設工事の最低制限価格（総合評価落札方式を適用しない工事に適用）及び低入札価格調査基準価格（総合評価落札方式を適用する工事に適用）について、次のとおり取り扱う。

1. 適用時期

令和4年5月1日以降に公告又は指名通知を行う工事を対象とする。

2. 算定方法

(1) の制限割合を算定後、(2) により最低制限価格（低入札価格調査基準価格）を算定する。

(1) 制限割合の算定

●制限割合の算定式

$$\frac{(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 68\%) \times 1.10}{\text{設計額}}$$

(注1) 「直接工事費×97%の額」、「共通仮設費×90%の額」、「現場管理費×90%の額」、「一般管理費×68%の額」のそれぞれの額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。上記の合算額に100分の110を乗じて得た額を設計額で除して得た割合（少数第3位を四捨五入し、第2位までとする。）

(注2) 共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

●制限割合の適用範囲

$$7.5/10 \leq \text{制限割合} \leq 9.2/10$$

(注3) 制限割合の計算結果が、適用範囲の下限値（7.5/10）を下回る場合は7.5/10とし、上限値（9.2/10）を上回る場合は9.2/10とする。

(2) 最低制限価格（低入札価格調査基準価格）の算定

●最低制限価格（低入札価格調査基準価格）

$$\text{予定価格} \times \text{制限割合}$$

(注4) 1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

低入札価格調査における失格基準の取扱いについて

日出町が競争入札に付する建設工事の低入札価格調査基準価格（総合評価落札方式を適用する工事に適用）未満の入札に係る失格基準について、次のとおり取り扱う。

1. 適用時期

令和4年5月1日以降に公告又は指名通知を行う工事を対象とする。

2. 算定方法

●低入札価格調査における失格基準の算定式

$$(\text{直接工事費} \times 87\% + \text{その他経費} \times 74\%) \times 1.10$$

(注1) 「直接工事費×87%の額」、「その他経費×74%の額」のそれぞれの額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

上記の合算額に100分の110を乗じて得た額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(注2) その他経費とは、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額

(注3) 共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。